

教育経営研究における「理論」に関する一考察

筑波大学大学院 久保田 力

- I. 教育経営研究の提唱とその課題
- II. 教育経営研究における知的成果についての考察
- III. 関連諸研究における研究成果の概観
- IV. 教育経営理論構築への示唆

本稿は、教育経営事象の解明および教育経営事象についての理論構築を指向する教育経営研究において、その知的活動の所産である教育経営理論が、どのような知識により構成されるべきかに関する論議の端緒となることを意図するものである。

この課題についての考究は、教育経営研究が一つの知識体系を形成し、分科科学(discipline)として成立するための前提的かつ不可欠な課業であると考えられる。本稿では、従来の教育行政研究および学校経営研究が生成・蓄積してきた知識の特性を典型的に概観・検討する作業を通して、教育経営研究における「理論」がどうあるべきかについての論議の重要性を指摘し、さらに、この問題に関する先行的考察の一例を紹介し、そこから得られる若干の示唆について述べる。

I. 教育経営研究の提唱とその課題

わが国において教育経営研究（学⁽¹⁾）の形成が提唱され始めたのは、1960年前後のことであると一般にいわれている。⁽²⁾ 1958年の教育経営学会設立、および1964年の教育経営研究会(後に日本教育経営協会)の設立は、わが国における教育経営研究形成の契機を示唆する歴史的事実であるといえる。特に教育経営学会の設立は、その学会名に「教育経営学」を冠していること、およびその設立主旨に「教育経営の概念を明確にし、新しく教育経営学を発展せしめること」を掲げていることから、教育研究における一分科研究としての教育経営研究形成に、明確な道標を示すものである。

従来の、教育行政研究や学校経営研究という教育の諸分科研究に加え、教育経営研究が提唱されるようになった背景として、次の2点が考えられる。第1に、教育経営に関連する諸々の事象を「教育行政」ないしは「学校経営」という概念に基づき、部分的あるいは個別的にとらえるのではなく、それを「教育行政」「学校経営」を含む、より広い視野の中で統合的に把握・理解することが必要であるとの認識が強くもたれるようになったこと、第2に、教育経営事象についての体系的・包括的な知識が強く求められるようになったこと、である。このような期待や要求が、教育経営研究提唱の背景にあったと考えられるのである⁽³⁾。

例えば、学校における教育活動を考察する際、それを文部省・地方公共団体教育委員会↔個別学校という双極的な基本図式に基づいて考察したり、考察対象を個別学校の教育活動のみに限定して考察するのではなく、学校をとりまく諸々の要素との相互作用関係の中でとらえることが求められ、かつ、そのことによって学校での教育活動に関する体系的な知識の生成と獲得が期待されていたのである。

教育経営研究は、このように教育事象の考察に新たな視点を導入することを意図され、かつ期待されつつ提唱されたといえる。したがってそれは、その基本的な課題を、上述の意図や期待を実現することに求めているものといえる。しかし、教育経営研究が化学的研究としての体制を確立・整備していくためには、教育経営事象考察の枠組確立、その考察枠組にそった対象の記述・説明、あるいは教育経営事象についての体系的知識の構築等に関わる研究方法論的 (methodological) な考究がなされていなければならないといえよう。

ところで、上述したような教育経営研究の基本的課題はどれほどまでに達成されているであろうか。教育経営研究提唱から約20年の研究課程を経ているが、この問いに対する見解は一般に否定的である。例えば、河野重男氏や下村哲夫氏からは、「教育経営」研究の可能性や有効性に期待しながらも、それが未だに体系的な知的活動である研究としての体裁をなしていないとの指摘がなされている⁽⁴⁾。確かに、教育行政研究や学校経営研究においては数多くの研究成果が蓄積されてきている。しかし、研究者自らが、それを教育経営研究であると規定し、教育経営研究としての視角や方法論の吟味・検討に、十分な論議を費やしているものは、それ程多くないようである。

特に、教育経営研究自体における研究方法論が、十分に確立されているといい難い現状では、そのような研究を教育経営事象の把握と理解を目的とする科学的研究にまで高めるための、前提的な課題が何であるかを明確にしておく必要がある⁽⁵⁾。

II. 教育経営研究における知的成果についての考察

I.では教育経営研究の提唱とその課題について概観した。そして、その課題について未だに十分な達成がなされていない一つの原因として、教育経営研究の方法論が確立していないことを想定した。そこで、そのような教育経営研究における方法論に関する考察の端緒を求める立場から、教育経営研究が構築すべき「理論」に関する考察の必要性と重要性を指摘したい。

一つの分科科学の成り立ちを考える時、そこにおいて、考察対象に関するどのような知識、つまり何を目的とする知識を生成・獲得そして蓄積していくのかについて、研究者の間で十分な論議が行なわれ、明確な共通理解（consensus）の成立していることが不可欠な前提的条件である。なぜならば、どのような知識体系の構築が指向されるかが明確にされていなければ、考察対象についての体系的知識の形成と獲得は不可能であるからである。

教育経営研究の、従来の研究成果をこのような視点にたって概観して見る時、教育経営事象についてどのような知識を求めていくべきかに関する論議は、十分な関心を集められないまままで今日に至っているとの感がある。教育経営研究の成立過程において、その前段階的研究として位置付けられ、かつそれに密接な関連をもつと考えられる教育行政研究あるいは学校経営研究においては、その自らの研究としての成り立ちに対する反省や吟味が必要であるとの主張や見解が、最近になって示されている⁽⁶⁾。教育経営研究の分科科学としての形成と確立とをめざす立場に立てば、この問題に対して強い関心をもち、その解決のために十分な努力を払わなければならないのである。

ところで、教育経営研究の科学的研究としての成り立ちを吟味・検討するという知的作業の一つとして、それがそもそも考察の対象とする「教育経営」の概念を、明確に規定するということがあげられるのはもちろん当然である。教育経営研究の対象概念として「教育経営」が具体的に規定されてはじめて、教育経営研究が成り立つと考えられるからである。例えば吉本二郎氏は「学校経営理論の研究開発」において、科学的研究としての学校経営研究を阻む要因として次のようなものをあげている⁽⁷⁾。それは、第1に対象概念である学校経営事象の不明確さ、第2に教育に関する他の研究領域との曖昧な関係、第3に一般的法則を導出するための方法論の未確立、等である。また、堀和郎氏は教育行政学においても、特に対象概念の不明確さあるいはその不在という状況がみられることを指摘している⁽⁸⁾。このような「学校経営」「教育行政」概念の未整理状態が確かに認め得るものであるのならば、伊藤和衛氏の「教育行政と学校経営とを調和させる概念として『教育経営』という概念を使い出したのである⁽⁹⁾。」という論述は、「教育経営」概念の明確化作業に何の意味をもなさない。肝腎な「教育行政」「学校経営」概念が不明確なままでは、伊藤氏の概念規定の方法により「教育経営」概念を明確なものとすることは不可能だから

である。

本稿では、教育経営研究の成立を支える前提条件の一つとして、「教育経営」概念を明確に規定するという上述した作業の必要かつ重要性を認めつつも、その作業にこれ以上立ち入ることはしないことにする。なぜならば、後にも若干ふれるが、「教育経営」概念の意味内容は、その概念を用いていかなる知識を得るのかについての考え方によって変化すると考えられるからである。その意味で、まず重要なのは、どのような知識を得るのかということであると考えるのである。しかし、あえて、筆者の「教育経営」概念の定義を暫定的に述べるならば次のようになる。すなわち、「教育経営とは、人間の教授活動を実現させるために必要とされる、人的、物的、財政的あるいは情報資源等を整理・調整かつ運用する活動の総体である。」

さて、筆者は先に教育経営研究の分科科学としての成立に不可欠な条件として、それがどのような知識の形成と獲得を指向するのかについての、研究者間における共通理解確立を指摘した。ここで、その論題についてのより詳細な吟味を行なってみたい。

教育経営研究がどのような知識の形成と獲得をめざすべきかに関する論議は、換言すれば、その知識が「何を目的とするものであるか」についての論議である。つまり、教育経営研究の知的所産の存在理由（raison d'être）をめぐる検討である。知識の性格は、この存在理由により規定されるといえる。事象の存在態様を記述しそれを説明するための知識や、事象の当為的態様を主張するための知識等は、この知識の性格による諸類型の代表例である。上述した論議を、単純化して二分論的に簡単に述べるならば、教育経営研究が、現実としての教育経営事象の解明をめざすものなのか、あるいは望ましい教育経営の姿を描くものなのかという論議である。

生成・獲得すべき知識についての考え方が異なれば、同じ教育経営事象について考察する教育経営研究であっても、異なった学問的性格、あるいは研究の方法論をもつ諸研究が存在し得ることはいうまでもない。もちろん、その各々は、それぞれの知識体系を形成するであろう。一つの知識体系は、同じ性格の知識から構成される。他の性格をもつ知識は、この知識体系には入れられないのである。実際、教育経営研究が指向すべき知識が、どのようなものであるかについては、本稿の序論的考察という位置付けから、明確な断定を避けたい。それは筆者の今後の課題としたい。ここでは、その論議の必要性と重要性を指摘するに止める。

Ⅲ. 関連諸研究における研究成果の概観

Ⅲ.ではⅡ.で述べた、教育経営研究において生成・獲得すべき知識に関する論議に対し、若干の示唆を得ることを意図して、わが国における教育行政研究や学校経営研究が従来、どのような性

格の知識を指向してきたかについて、その基本的姿勢を類型論的に概観・整理したい。

一種の社会現象として教育活動をとらえ、それを考察対象とする教育研究は、その主たる目的からして「当為論ないし規範論を指向する研究」と「現実を記述し説明することを指向する研究」と大きく二分することができる。前者では研究者の価値判断が研究成果の内容を規定する重要なポイントとなるが、後者ではそのような価値判断の直接的な介入を意識的に回避する努力が払われる⁽¹⁰⁾。両者は、各々「こうあらねばならない・こうあるべきである」あるいは「こうある」という言明により特徴づけることが可能である。

上のような研究の二類型にてらしてみれば、従来のわが国における教育行政研究・学校経営研究の多くは、前者の性格をより強くもつものであるといえる⁽¹¹⁾。本章では、このような基本的趨勢をもつ従来の諸研究を、何を目的とする知識の生成・獲得を指向しているかを分類の視点として、便宜的に以下の四類型に分け、その各々を概観するものとする。四類型とはすなわち、

1. 法的規範論を指向する研究
2. 教育運動論を指向する研究
3. 実践方策論を指向する研究
4. 組織経営論を指向する研究

である。これらは、必ずしも同じレベルにおいて論じられないということもあるが、従来の研究がもつ、指向する知識についての諸側面を便宜的に特徴づけるのに有用な分類であると考えられる。

ただし、前述したように、研究成果の知識の性格等に関して本格的に吟味・検討している研究者は稀である。そこで、各類型を説明するにあたり、引用あるいは例とする研究者が、その類型の代表というわけでは必ずしもない。これらの類型は、各々の研究がもつ知識の性格についての諸側面を理念型化したものであることをことわっておく。したがって、例としてあげる個々の研究成果の具体的な内容についての検討には、力点をおくものではない。

1. 法的規範論を指向する研究

法的規範論を指向する研究とは、教育法規を一種のア・プリオリ (a priori) に存在する規範として設定し、その規範に対する解釈を教育実践への規範論として提唱・主張することを指向する研究である。換言すれば、教育法規に基づく教育実践のための規範論の形成と展開とを意図する研究類型である。この類型に属する諸研究は、「教育行政法規の解釈学」(宗像誠也氏)、「法規中心主義の理論」(吉本二郎氏)あるいは「法解釈学的思惟」(堀和郎氏)などとも呼ばれている。

規範論とは元来、判断や価値あるいは行為の拠り所や基準となる意見・主張を意味する。教育

行政や学校経営の実践過程における主たる準拠を教育法規の解釈に求め、その解釈からする教育実践への規範論の展開を指向する諸研究を、ここでは法的規範論を指向する研究と総称することにする。

この類型に属する諸研究の特徴は、次のように整理される。

第1にこの類型の研究が、特にわが国における教育行政研究の主流となってきたことである。歴史的にみても、わが国の教育行政研究は教育法規の正統的解釈と、その適用とに主眼をおいてきたといえるのである。例えば伊藤和衛氏は、「従来わが国において教育行政研究の主流となってきたものは、いうまでもなく教育法規の解釈的研究であった⁽¹²⁾。」と述べているし、宗像誠也氏⁽¹³⁾ や堀和郎氏⁽¹⁴⁾ らによる同様の発言からもこのことが裏付けられるのである。

第2に、教育行政は教育法規執行過程であるという認識が強くもたれていることがあげられる。つまり、教育行政や学校経営の実践を、教育法規に示される理念や諸命題を前提としてはじめて論議され得るものとして認識する傾向が強いのである。この傾向は、例えば相良惟一氏の「教育行政とは、教育法規を執行することに他ならない⁽¹⁵⁾。」という論述に端的にみとれる。

教育行政や学校経営の実践が教育法規に基づいて行なわれなければならないことは、わが国が法治国家である以上当然のことである。それ故、教育行政や学校経営の実践を教育法規の執行過程として認識すること自体は、何の妥当性を欠くところもないのである。仮に、問題とすべき点があるとするならば、そのような認識下においては往々にして教育実践過程の考究が、教育法規解釈の中に埋没させられてしまう危険性があるということである。つまり、教育の現実における態様を明らかにするということが、教育法規研究の下位に位置付けられてしまうおそれがあるということである。

教育行政や学校経営のこのようなとらえ方は、先にあげた相良惟一氏や天城勲氏らの諸論稿にみとることができる⁽¹⁶⁾。

第3に、教育研究からいわゆるイデオロギー的性格ないしは教育運動論的性格を排しようという意図がみられることである。例えば相良氏は、従来の教育行政研究における諸論議について、「ひとえに政策論的ないしはイデオロギー的論争がわが国ではきわめて強く（中略）あるいは教育運動論として論じられている⁽¹⁷⁾。」と述べている。本類型の諸研究は、そのような教育政策論的ないしは教育運動論的な研究に対し、一般に批判的立場をとるといえる。特に相良氏は、「学問的見地⁽¹⁸⁾」という語を用いて、教育運動論的な研究性向に対立する立場を表わしている。

第4に、この類型の諸研究は教育法規の正統的解釈を教育実践における主たる準拠とすることから、往々にして教育法規を体制サイドで解釈しそれを正当化するものであるとして、特に反体制的な教育運動論の展開を指向する人々により、強く批判される傾向があることである。例えば

宗像誠也氏は、教育行政法規の解釈学を官僚のための教育法規の学であるとして批判している。これは、この類型の諸研究が、教育法規をア・プリオリに正当性をもつ存在として考えるのに対して、宗像氏はその法規が立法化されるプロセスにまで分析と検討の対象を拡大し、それを通して教育運動論的主張を展開する意図をもっていることによるのである。

法的規範論を指向する研究は、戦前・戦後を通じて教育行政研究における一大底流をなしてきたといえる。これらの研究は一般に、「教育法規からして教育実践はどうあるべきか」を問うものであり、教育法規の規範としての意味を強調する規範論・当為論を導出するものである。したがって、この類型の研究に対して、教育行政・学校経営を経験的事実としてとらえ、その現実的な態様の解明を意図する経験科学的考察を期待することは困難である。

本類型の研究成果としては次のものが例としてあげられよう。相良惟一氏の『教育行政学⁽¹⁹⁾』や『公教育と国の教育権⁽²⁰⁾』、天城勲氏の『教育行政⁽²¹⁾』、渡辺孝三氏の『学校管理法⁽²²⁾』などである。

2. 教育運動論を指向する研究

教育運動論を指向する研究とは、教育実践の改革や改善を積極的に意識し、その改革や改善の拠り所となる教育実践の望ましい姿や、それを実現するための具体的方策・手段を提示する意図をもつ諸研究をいう。

宗像誠也氏によれば、教育運動とは「権力の支持する教育理念とは異なる教育理念を民間の社会的な力が支持する場合に成立するもの⁽²³⁾」である。つまり、体制サイドがもつ教育の望ましいあり方に対する考えや主張とは異なる教育理念を、民間の教育運動を通じて教育実践過程の中に実現させていこうとするものである。

このような教育運動を支えるものとしての教育運動論の提唱と展開は、戦後において特に顕著にみられるようになったのである。教育運動論を指向する一群の諸研究は、特に戦後における教育行政研究や学校経営研究の趨勢を考察する上で看過し得ない要素である⁽²⁴⁾。

この類型に属する研究は、教育事象を経験的事実としてとらえ、その解明を試みることに中心課題をおくというよりも、むしろ教育実践の望ましいあり方についての主張や見解を示すことにその力点を置いている。したがって、それは1と同様に一種の規範論・当為論の展開を課題としているのである。

1.の法的規範論を指向する研究と2.の教育運動論を指向する研究は、それが、当為論的性格をもつという点からみると、研究の基本的な指向性において、似ているともいえる。両類型の研究が、論展開の基盤として共に教育法規をとりあげることの多いことからこのことがいえよう。しかし、共通して教育法規を論展開の基盤としながらも、それを解釈する立場が全く異なるのは

いうまでもない。大雑把に言えば、法的規範論を指向する研究は往々にして体制サイドに立つものとなり、教育運動論を指向する研究は反体制サイドに立つ法規解釈とその適用を指向するものとなるのである。

伊藤和衛氏は教育行政研究の法解釈的方法を、文理解的方法と条理解的方法とに分類している⁽²⁵⁾。前者は教育法規の条文に文章として現われた内容のみを対象とするのに対して、後者はその文章の裏側にある教育理念や思想までもを考察していこうとするものであろう。伊藤氏のこの分類に一応従うならば、法的規範論を指向する研究は文理解的方法をとり、教育運動論を指向する研究は条理解的方法に依拠するものであるともいえるかもしれない。

以上から、本類型の主たる特徴は次のように整理される。

第1に、教育実践の改善や改革を正当化する教育法規解釈の基本的立場、およびその立場に立った教育理念を提示しようとすることである。この教育理念は、体制サイドの支持する教育理念とは異なる。

第2に、それ故に「非政府的立場⁽²⁶⁾」あるいは反体制的立場に立つ研究が強く指向されることである。このような研究と対立するものとして、相良惟一氏は「学問的立場」からの研究を想定し、この類型の諸研究を批判しているのである⁽²⁷⁾。

第3に、以上のような諸特徴をもつがために、研究成果としての教育運動論的主張は、教育裁判等における教育をめぐるイデオロギー論争に援用されることが多いのである。宗像誠也氏が、1960年代以降におけるいくつかの教育裁判において、教育研究者の立場から証人として活躍したことはこのことを示唆している。

戦後において、教育運動論を指向する研究としての傾向は、上述した宗像氏の諸論稿の中に代表的にみとれる。宗像氏は自分の研究について次のように明確に述べている。「私のやってきたことは、反動的な教育政策・教育行政を批判し、それに抵抗する教育運動の理論構築に資する努力であった⁽²⁸⁾。」宗像氏のいう教育運動の「理論」が、「理論」という知識体系として十分な吟味・検討に耐え得るかどうかには疑問も残る。しかし、宗像氏が教育運動に強い関心を示していることは明確に理解されよう。

また、持田栄一氏は、国家権力による教育の組織化機能としての「教育管理」と、国家権力と対立するものとしての社会権力による「教育経営」を想定し、後者の「教育経営」により一層の正当性を認めようとする点において、宗像氏とは研究成果の具体的な内容で異なる点はあるにしても、基本的に教育運動論を指向する一側面を有しているといえるのである⁽²⁹⁾。

この類型に属する諸研究は、1.の類型に属する諸研究と同様に、その当為論的性格からして教育行政や学校経営の諸事象を経験的事実としてとらえ、その事象に潜む法則性や本質を科学的に解明することを中心課題とするわけではない。しかしながら、このような研究の傾向は、わが国

の教育行政研究において一つの底流となってきたのである。

3. 実践方策論を指向する研究

教育実践の当為的態様をめぐる論議として、法的規範論および教育運動論を指向する研究について述べた。それらは、日常的現実的な教育実践過程の経験科学的認識に、その主眼をおくというわけではない。伊藤和衛氏はこのような研究を「静態的・スタティック⁽³⁰⁾」な研究と呼んでいる。

このような研究類型に対して、より現実の教育実践過程との関わりを強くもつ「動態的・ダイナミック」というべき研究類型が認め得る。3.ではその一つとして実践方策論を指向する研究について考えてみることにする。

実践方策論を指向する研究とは、教育実践上に生じる多様な個別的問題に、いかに対応しそれを解決するためにどのようにふるまうかという、具体的な対応方策や技術を提示しようという意図をもつものである。堀和郎氏は、わが国における教育行政研究の特徴の一つとして、規範論的研究と同時にこのような実践科学的指向をもつ研究の多いことを指摘している⁽³¹⁾。

妥当性と信頼性ある実践への対応方策は、教育実践を客観的かつ科学的に認識・理解し、その事象を成り立たせる諸要素やそれらの関係が明らかにされた上で考えられるものである。この意味において、実践方策論を指向する研究は4.でふれる、組織経営論を指向する研究と不可分の関係にあるといえる。にもかかわらず、このような研究が往々にして実践上の個々の問題解決に急となり、実践課題への対応方策の提示に終始してしまっていることは、われわれの視点からすれば批判されるべきである。

教育行政や特に学校経営について書かれた書物の中には、いわゆるベテラン校長・教師の個人的体験談が少なからず見受けられる。いかに、教育実践に携わる人々が実践方策的アドバイスを必要としているかを示唆する状況であろう。しかし、現実を客観的科学的にとらえることを看過するということは、教育実践過程に関わる研究として片手落ちとなることに留意しておくべきである。

実践方策論を指向する研究の例としては、伊藤和衛氏の『学校経営の近代化入門⁽³²⁾』や高野桂一氏による『学校経営の科学⁽³³⁾』などがあげられる。勿論、高野氏の研究は4.の組織経営論を指向する研究の類型に含めることもできる。ここでは、氏が「学校経営学は事実にもとづく実証論的分野とともに、それにもとづく経営の実践技術論をもふくむものである（傍点は筆者）⁽³⁴⁾」と論じていることから、教育実践における具体的方策や技術の開発を、自らの研究の主要課題として想定するものと判断した⁽³⁵⁾。

確かに、教育の実践に携わる人々にとって実践方策論的知識は早急に必要とされるものである。

しかし、そのような処方箋とでもいうような知識は、現実についての精緻な理解から得られる応用的知識であるといえよう。

4. 組織経営論を指向する研究

本稿でいう組織経営論を指向する研究とは、諸教育機関における教育実践活動の組織や過程を、経験的事実としてとらえ、それに基づいて解明することを意図する研究の類型をいう。教育実践の現実的態様を、客観的科学的に記述し、そこに潜む法則性を明らかにしようという試みであるともいえる。つまり、経験的事実としての教育経営事象を「組織の経営」という視点からとらえ、当該事象に内在する⁽³⁶⁾ 諸法則や関係を合理的かつ体系的に説明することを意図する研究を総称して、組織経営論を指向する研究と呼ぶのである。

文部省・都道府県教育委員会、市町村教育委員会・個別学校各々における教育経営活動の連関を明らかにしようとする試み、個別学校内における教育経営活動の態様を明らかにし、それをモデル化する試みなどが例としてあげられる⁽³⁷⁾。

この類型に属する諸研究の主たる特徴は次のように整理される。

第1に研究の主たる目的が、経験的事実としての教育事象を説明する(explain) ことにあることである。教育実践についての当為論的言明の提示と展開には研究の力点がおかれないのが普通である。

第2に、教育事象を一定の視点に基づいてとらえ、その事象を説明するためのモデルの提示が試みられることである。そこには、教育事象についての科学的理論構築の萌芽がみとれる。

第3に、研究者の間に他の類型の研究者に比して、概して強い「科学的研究」ないし「理論的研究」への指向がみられることである。つまり、教育行政研究や学校経営研究を科学として形成していこうとする傾向がうかがえるのである。

例えば高野桂一氏が「学校経営の科学(傍点は筆者)」を標榜し、事実の実証的分析を重要視していること、あるいは吉本二郎氏が「学校経営理論の研究開発⁽³⁸⁾」において、科学的研究としての学校経営研究の方向と課題についての論究を展開していることなどは、この特徴を裏付けるものである。

上のような諸研究に今後求められる作業としては、対象を考察するための視点や枠組の緻密化、対象考察により得られた知識を体系化するための方法論の検討、そして実際にその知識を「理論」として構築していくことなどがあげられる。

IV. 教育経営理論構築への示唆

以上、わが国の教育行政研究や学校経営研究が、従来どのような性格の知識を生成し獲得することを意図してきたのかについて、諸研究を便宜的に四つに分類して概観してきた。その作業は、教育経営研究がその知的所産として形成すべき教育経営理論の、知識としての性格がどうあるべきかの論議が必要であるにもかかわらず、今まで十分な成果が得られていないという筆者の見解に基づくものであった⁽³⁹⁾。教育経営研究がどのような知識を獲得すべきかが、十分に明らかにされていないのではないかと筆者は考えるのである。

海後宗臣氏は教育学者の活動の所産を、「教育についての意見開陳や評論」と「科学としての教育学研究の業績」との二つに分けている⁽⁴⁰⁾。前者が教育についての当為論的研究により得られるものであるとすれば、後者は差し詰め存在論的研究に依拠するものといえるだろう。教育経営研究が海後氏の分類における、どちらの知的所産の形成をめざすべきかについての明確な解答は、本稿での考察の域を越えるものである。したがって、ここで明確な結論を下すことは避けたい。しかし、この論議の必要性や重要性は、上で繰り返し述べてきたとおりである。

そこで、教育経営研究がいかなる知識を生成・獲得すべきかに関する論議に対して、有効な示唆を与えるものとして1960年ころからのアメリカにおける「教育経営の理論研究運動(theory movement)」の動向をとりあげることとする⁽⁴¹⁾。この運動においては、特に科学(science)に対する根本的な問いかけを基盤として、「理論とは何か」、「教育経営理論(educational administration theory)とはどうあるべきか」についての本格的な論議が試みられている⁽⁴²⁾。次に、そこでの諸論議における教育経営理論のあり方についての見解を準拠に、Ⅲで概観した諸研究の理論的研究としての特徴を確かめてみることにする。

アメリカの theory movement において、科学理論として望ましいとされる教育経営理論の特質を、おおまかではあるが以下のように整理してみた。

第1に、考察対象を説明するための知識体系としての教育経営理論であるということである。科学の目的は、考察対象についての記述(description)、説明(explanation)および予測(prediction)をなすことにあるが⁽⁴³⁾、この文脈の中で、教育経営理論は教育経営事象の構造や機能に潜む法則性を説明する知識体系であるとされるのである。

第2に、明確に定義された諸概念を要素とする知識体系としての教育経営理論ということである⁽⁴⁴⁾。科学理論を構成する個々の知識は、多種多様な解釈を可能とするような曖昧な概念によっては成り立ち得ないということである。

第3に、仮説体系としての教育経営理論ということである⁽⁴⁵⁾。理論の妥当性は、それが唯一絶対の真としてあることによってではなく、常に反証と改変が可能な仮説群として存在することに

よって保証されるのである。

第4に、抽象的知識体系としての教育経営理論ということである。理論は一般性・普遍性の高い知識の体系であり、より広い事象の説明が可能なるものであるとされる⁽⁴⁶⁾。

theory movement で注目すべき点は、以上のように教育経営理論を科学理論として位置付けることにある。したがって、それは一般の科学理論の特質を備えていなければならないということである。教育の理論は、教育という人間的な複雑な事象と関わるが故に、固有な論理と方法論をもつとの考え方もある。しかし、科学的研究としての教育研究を考える場合、それは科学一般における方法論⁽⁴⁷⁾に従うものとして考えられなければならないのである。

さて、科学理論としての教育経営理論を考えてみると、Ⅲで概観・検討してきたような教育行政研究や学校経営研究は、必ずしもそのような理論の構成に貢献し得るとはいい難いのである。法的規範論を指向する研究は、教育法規を規範論のア・プリオリな根拠として設定するという性格からして、仮説体系としての「理論」構築には馴染み難い。また、教育運動論を指向する研究は、対象の説明のための知識というよりは、対象のあるべき望ましい姿を述べる論述を指向するという点において、やはり「理論」構築とは相容れない側面をもっているといえる。

総じて、科学理論は「何であるのか (what is?)」の問いかけに答え得るのであって、「いかにあるべきか (how ought to be?)」「いかにするか (how to do?)」の問いには馴染まないものである⁽⁴⁸⁾。

ところで、わが国の教育行政研究・学校経営研究においても、自らの研究としての意味を問い返し、その目的なりそこで形成すべき理論の本質等に関わる本格的論議を試みようとする気運が醸成されつつある⁽⁴⁹⁾。このような気運の中から生み出される考究の成果は、おそらく教育経営研究が一つの体系的な知識を生成し獲得していく上に、大きく関与するものであり、今後の研究に期待したいと思う。

ある知識体系が科学理論であるかないかは、その知識体系の価値を規定する要因とはならない。例えば、実践に対応するための方策に関する知識は、教育実践家にとって価値あるものとなろうが、実践過程に潜む法則性の解明を中心課題とする研究者にとっては、価値あるものとされるかどうかかわからないのである。また、教育実践の過程を成り立たせる諸々の要素や、その要素間の関係の説明は、それを課題とする研究者にとっては価値あるものだが、現実の問題状況の中であって、それをどのように解決したらよいかを考えている人間にとっては、さしあたって価値あるものとされないかもしれないのである。

教育経営研究が、どのような知識体系を形成すべきかについての明確な考えは、本稿で示すことはできなかった。それを示すことは、筆者に課せられた今後の課題の一つである。しかし、ここであえて筆者の考えを述べるならば、われわれは例えば、科学理論としての教育経営理論の

あり方を徹底的に追求してみる必要があるのではないかと思うのである。もし仮に、教育経営理論を科学理論として作りあげるとするならば、そもそも科学とは何であり、理論とは何であるか、から問い返さなくてはならない。

もちろん、科学理論ではない教育経営についての知識体系もあるし、それはそれなりの価値をもつ。したがって、教育経営が形成する知識体系が絶対に「グリフィス (Griffiths, D. E.)」のいような科学理論でなければならないということではない。しかし、一つの知識体系と他の知識体系とは、明確に区別されなくてはならないであろう。そうしなければ、知識の体系性は保てないからである。つまり、一つの知識体系は、それがどのような知識によって構成されるべきかについての一つの考え方を中核にして成り立っていると考えるのである。

「ラドナー (Rudner, R. S.)」は、「『理論』という用語ほど、科学者や一般人がながらく混乱のまま使ってきた用語は科学辞典には少ないであろう⁽⁵⁰⁾。」と述べている。この叙述は、「理論」についてのわれわれの共通理解がいかに確立されていないかを的確に示すものである。無論、「理論」とは何かという問題は、本稿で論じられる類のものではない。しかし教育経営研究においてどのような知識体系を形成していくべきかを考える時、そして、われわれがその知識体系を「理論」と呼ぼうとするのなら、この問題に対する論究は必須の課題である。

「グリフィス」は次のように述べている。「適切な行政理論を発展させようとする運動の全体は、実際には、行政の一層科学的な研究に向けられた運動であるということが出来る⁽⁵¹⁾。」ここで彼は「理論」が「科学的な研究」によって形成されるものであることを指摘している。これは「理論」という語についての、われわれの日常的な使い方よりも限定的な用法である。「グリフィス」のいうように、「理論」が「科学的な研究」に依拠するのであるならば、われわれが今まで安易に用いてきた理論という語の意味するものは、彼のいう「理論」とは異なるものといわざるを得ない。

筆者は、このような「グリフィス」の「理論」に関する見解を基盤とし、前述したアメリカでの theory movement を手がかりに、今後、教育経営「理論」形成のための諸考察課題と取り組んでいきたい⁽⁵²⁾。

注

- (1) 「——学」というと一般に「学問」という意味でとらえられる。長尾龍一氏の指摘によれば(山内恭彦編、『現代科学の方法』, 日本放送出版協会, 1974.), この「学問」という語は、英語の science やドイツ語の Wissenschaft にあたる「科学」と実質的な意味のレベルにおいて異なる内容をもつものと解される。すなわち、「学問」は世界観や信念、イデオロギーの体系であり、仮説演繹的方法により対象を認識する「科学」とは異なるものとして理解される

というのである。教育経営研究が長尾氏のいう「学問」として形成されるべきか、あるいは「科学」として形成されるべきかの論議は、今後の課題である。ここでは、とりあえず教育経営事象についての体系的な考究活動一般を、教育経営研究と称しておくことにする。

(2) 教育経営研究の提唱時期については、次の諸論稿を参照のこと。

下村哲夫、「学校経営の理論的研究」、『現代教育と学校経営：現代学校経営講座1』、第一法規、1976、pp.112-162.

嶺井正也、「日本における教育経営論の系譜」、伊藤和衛編著、『教育経営の基礎理論』、第一法規、1974、pp.55-100.

朴聖雨、「教育経営研究における前提的諸課題」、学校経営研究、vol.1、1976、pp.42-50.

(3) 教育経営研究への意図や期待については、教育経営学会設立主旨や次の諸論稿を参照のこと。

伊藤和衛、「教育経営の研究と方法」、伊藤和衛編著、前掲書、1974、pp.1-52.

河野重男著、『教育経営：教育学叢書12』、第一法規、1969、はしがき.

大嶋三男、「教育経営」、『教育経営事典2』、ぎょうせい、1974.

(4) 「教育経営ということばは、まだ研究面でも、実践面でも、それほど定着していることばでもない。その定義づけも、理論体系も、はっきりしているわけでもない（河野重男著、前掲書、1969、はしがき。）」

「『教育経営』という語は、ことばとしては、教育界でりっぱに市民権を得たものの、その内実はまだ十分に充実したとはいえないようである（下村哲夫、前掲論文、1976、p.156）。」

(5) 朴聖雨氏は、ある知的活動が科学として成立するための前提的条件は何かという視点から、教育経営研究の現状を分析している（朴聖雨、前掲論文、1976、p.42）。氏によれば、教育経営研究は科学の体系における分科科学（discipline）として形成・確立するための基礎固めを、未だに成し得ていないという。

朴氏がそこで問題とするのは、教育経営研究の対象や領域を展望するにあたっての視座の擾乱である。社会科学一般において、それが考察の対象とする概念は直接われわれの五感で把握できるものではない。例えば、われわれが考察対象としようとする「教育経営」は、ア・プリオリに存在するものではない。われわれが経験的事実として知りうる諸事象の一部分を、「教育経営」事象と名付けているだけなのである。考察対象の存在そのものが、既にわれわれの思考活動の一所産なのである。したがって、対象概念の意味を規定する考察の視座の確立は、教育経営研究が「教育経営」事象を対象とする科学として成立するのに不可欠な前提的課題の一つであるというわけである。

- (6) 従来、教育行政研究や学校経営研究において、自らの研究としての学問的性格や、生成・獲得すべき知識の性格等についての反省や吟味を主題とするメタ研究の試みは、ほとんどみられなかった。しかし、最近になって以下のような研究成果が序々にあげられるようになってきている。
- 吉本二郎，「学校経営理論の研究開発」，『学校経営の革新：現代学校経営講座5』，第一法規，1976，pp.2-50.
- 朴聖雨，前掲論文，1976.
- 中島直忠，「教育行政学の研究方法について」，九州教育学会研究紀要，vol.7，1979，pp.143-150.
- 堀和郎，「教育行政学の科学哲学的検討」，宮崎大学教育学部紀要社会科学，No.44，1978，pp.61-71.
- (7) 吉本二郎，前掲論文，1976，pp.39-40.
- (8) 堀和郎，前掲論文，1978，p.61.
- (9) 伊藤和衛，前掲論文，1974，p.2.
- (10) 前述したように，社会科学一般においては考察対象それ自体がわれわれの思考活動，より厳密に言えばその考察対象の概念的な存在を認めるための対象考察者の考察枠組確立をまっぴらから始めて，われわれの前に存在するといえる。この考察枠組の確立という作業では，研究者個人の価値観や独自性が微妙に作用することが当然考えられる。この意味において，社会科学における主観や価値観の排除という問題は，われわれの考察対象についての思考活動を精緻に考察してみれば，厳密に100%可能なものであるとはいえないのである。
- (11) 堀和郎氏は，従来の諸研究が実践科学的であったと同時に，このような規範論的性格をも強くもってきたことを指摘している。
- 堀和郎，前掲論文，1978，p.61.
- (12) 伊藤和衛，「教育行政研究の経営学的方法」，伊藤・石堂・中島編著，『教育行政と経営学：講座教育行政4』，協同出版，1978，p.14.
- (13) 宗像誠也著，『教育行政学序説』，有斐閣，1954，pp.22-67.
- (14) 堀和郎，前掲論文，1978，p.65.
- (15) 相良惟一著，『教育行政学』，誠文堂新光社，1962，p.28.
- (16) 相良氏に関しては15.の文献，天城氏に関しては，『教育行政：教育学叢書24』，第一法規，1970，p.16.を参照されたい。
- (17) 相良惟一編著，『公教育と国の教育権』，明治図書，1974，p.7.
- (18) 相良惟一編著，上掲書，1974，まえがき。

- (19) 相良惟一著、『教育行政学』，誠文堂新光社，1962.
- (20) 相良惟一編著，前掲書，1974.
- (21) 天城勲編著，前掲書，1970.
- (22) 渡辺孝三著、『学校管理法—教育権と公教育制度—』，高陵社，1973.
- (23) 宗像誠也著、『教育と教育政策』，岩波書店，1961，p.6.
- (24) 伊藤和衛，前掲論文，1978，p.16.
- (25) 伊藤和衛，前掲論文，1978，p.19.
- (26) 宗像誠也著，前掲書，1954，p.47.
- (27) 相良惟一編著，前掲書，1974，まえがき.
- (28) 宗像誠也，「反権力教育行政学と教育裁判」，国民教育研究所年報，1968年度.
- (29) 持田栄一，「現代教育経営をどうとらえるか」，持田栄一他編，『現代教育経営の基本：講座現代教育経営1』，明治図書，1968.
- (30) 伊藤和衛，前掲論文，1978，p.17.
- (31) 堀和郎，前掲論文，1978.
- (32) 伊藤和衛著，『学校経営の近代化入門』，明治図書，1963.
- (33) 高野桂一著，『学校経営の科学』，誠信書房，1961.
なお同氏は1980年1月に同題の著作集を発表している。
- (34) 高野桂一著，上掲書，1961，p.24.
- (35) 高野氏は33.の文献p.24において，次のようにも述べている。「学校経営の科学は……教育効率の向上をめざす客観的方法体系だと考えることができる。(傍点は筆者)。」
- (36) 「教育事象に内在する」とは，ア・プリアリなものとして存在するということではない。考察主体が一定の考察枠組をもってはじめて明らかにされるという意味である。
- (37) 伊藤和衛氏，吉本二郎氏らの諸研究を参照されたい。
- (38) 吉本二郎，前掲論文，1976.
- (39) 研究によりいかなる性格の知識体系が構築されるべきかの論議をなす，最近の研究成果には，
堀和郎，「教育行政過程の研究」，伊藤・石堂・中島編著，前掲書，1978，pp.150—168.
吉本二郎，前掲論文，1976.
朴聖雨，前掲論文，1976.
などがある。
- (40) 海後宗臣，「教育学研究についての論考」，教育学研究，vol.40，No.4，1973，pp.301—308.

- (41) theory movement に関しては、例えば、郭泳宇、「アメリカにおける教育経営論の系譜—その生成と展開—」，伊藤和衛編著，前掲書，1974，pp.101—155. などを参照されたい。
- (42) グリフィス (Griffiths, D. E.)，トンプソン (Thompson, J. E.)あるいは、リッチフィールド (Litchfield, E. H.)らが代表的な研究者である。
- (43) グリフィス著 / 沖原豊訳，『教育行政の理論』，泉屋書店，1962，p.33.
- (44) 上掲書，pp.18—19.
- (45) 上掲書，p.35.
- (46) 上掲書，p.21.
- (47) 方法論 (methodology) には一般に二つのレベルがあるとされる。一つは、論理操作の段階におけるもの (大文字Mで示される) であり、もう一つは研究上の具体的技法の段階におけるもの (小文字mで示される) である。科学は共通のMをもつが、各分科科学 (discipline) はさらに固有なmをもつ。
- (48) グリフィス著，前掲書，1962，pp.21—27.
- (49) 吉本二郎氏，堀和郎氏，朴聖雨氏ら。
- (50) Richard S. Rudner 著 / 塩原勉訳，『社会科学の哲学』，培風館，1967，p.14.
- (51) グリフィス著，前掲書，1962，p.32.
- (52) 本稿は日本教育行政学会第15回大会 (1980. 10. 10—11. 仏教大学 (京都)) での自由研究発表をもとに，加筆・修正をしたものである。